

流商第210号
平成19年7月20日

流山市産業振興審議会
会長 洞下実様

流山市長 井崎 義治

産業振興施策及び商店街の活性化について（諮問）

このことについて、流山市産業振興基本条例第6条の規定により諮問します。

記

1 市の産業振興施策について

現在、市が展開する産業振興施策に対する評価及び新規産業振興施策、その他効果的な産業振興施策への提言等について、意見を求めます。

（理由）

つくばエクスプレスが開通し、大型店の進出やマンション建設等、沿線整備による都市化が進展している一方で、メルシャン株式会社流山工場やキッコーマン株式会社焼酎部門の主要産業が市外へ移転する等の大きな課題も抱えております。また、商工業分野の製造品出荷額や年間商品販売額は近隣市との格差が生じているほか、流山市商工会の組織率の低迷もあり、地域の総合経済団体として十分に機能していない状況にあると思われま

す。農業においては、農産物価格の低迷等に起因して、後継者不足、従事者の高齢化、耕作放棄地増大等によって農業経営と農地の多面的機能にも支障をきたしているなど流山市の産業を取巻く環境は大きく変わってきています。

こうした環境の変化に対応した新たな産業振興が求められていることから市が現在展開している施策について意見を求めるものです。

2 商店街の活性化について

地域生活者にとって魅力ある商店街とするために必要な施策について提言、意見を求めます。

（理由）

つくばエクスプレス沿線整備が進められ、流山おおたかの森駅前には大型店の進出やマンション建設等により新商業核が形成されつつあり注目を集めています。

一方、既存の商業地を取巻く環境は、消費者ニーズの多様化、品揃え不足

等による購買力の減少及び後継者不足等の課題が山積しております。

このような状況の下、生活者にとって商店街に空き店舗が出現することは、活気と賑やかさが失われることとなり、まちの活性化を損ねるものと大変憂慮しているところです。そこで、まちの活性化を図るためには、地域商店街の再生が不可欠であることから、商店街の活性化について、意見を求めるものです。